

◎新潟県告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年6月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条乙線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市赤川字下段 3237 番 1 から	新	9.3～26.0メートル	175.4メートル
同市赤川字下段3236番まで	旧	9.3～10.8メートル	175.3メートル